

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
1	序文	徳島県	①受注者	工事関係書類一覧のExcelデータをHPでダウンロードしていただきたい。 ※ 協議資料として添付するにあたり、受注者で作成するのは負担が大きく、入力間違い等が発生する恐れがあります。	企画部技術管理>工事 (http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/02_koujikantoku.html)のHPに様式1~34を掲載しておりますので、適宜ご使用ください。
2	序文	徳島県	①受注者	作成マニュアル内に出てくる、各提出様式を簡単にダウンロードできるようになれば、大変うれしく思います。	
3	序文	香川県	②発注者	土木工事書類作成マニュアルの中に記載されている、可能な限り様式は全てダウンロード出来るようにして頂きたいです。 様式を作成(変更)するのが大変です。	
4	序文	愛媛県	③支援業務者	事務連絡等でマニュアルの内容に変更があった場合、HPでの反映が遅れていることがある。 事務連発出次第、すぐにHPへの反映をお願いしたい。	可能な限り、すぐにHPにアップできるように努めます。
5	序文	徳島県	①受注者	マニュアルにない書類の様式を追加して頂きたい。 1:交通誘導警備員集計表 2:指定工種完成報告書	1. 交通誘導警備員集計表の様式については、土木工事書類作成マニュアルの9-12交通安全管理に記載しておりますのでご確認ください。 2. 指定工種完成報告書については、「維持工事完了報告書」を準用して使用する旨を土木工事書類作成マニュアルに追記します。
6	序文	愛媛県	①受注者	施工計画書の作成例について求めている内容についての作成例をもう少し添付して欲しい。	「施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものであり、土木工事共通仕様書、土木工事書類作成マニュアル等を参考に作成して下さい。」を適正化指針に追加します。 (※施工計画書の内容について、発注者が指示するものではありません。)
7	序文	香川県	③支援業務者	境界確認書の様式が欲しい。(交差点改良等で、新たに境界を設置した後等)	正式な境界確認書は、発注者が実施するものであり、様式として掲載はしません。
8	序文	徳島県	①受注者	道路施設基本データ、道路橋維持管理資料、橋梁補修・補強工事調査、舗装工事データ記入シートなどについて、オンライン登録で簡単に作成できるように願いたい。	現時点におきましては、各種システム及びデータ作成について、各種要領等に基づき作成をお願いします。 オンライン登録のご意見は、今後のシステム構築における参考とさせていただきます。
9	序文	—	①受注者	以前の意見にもありましたが、各設備工事の抜粋版をお願い致します。	本マニュアルを準用してください。
10	序文	徳島県	①受注者	工事関係書類一覧表の中で、提出部数を標記してほしい。	土木工事書類作成マニュアルに記載しているとおり、提出部数は1部とするが、別に定めがある場合は、規定の部数にて提出願います。
11	序文	愛媛県	③支援業務者	工事関係書類一覧表「書類作成の根拠」欄の共通仕様書の番号が約20箇所ほど間違っている。	共通仕様書の改定に併せて、土木工事書類作成マニュアルを修正します。
12	序文	愛媛県	③支援業務者	3-2-1 事故速報 工事関係書類一覧表「工事関係書類の標準様式」欄の様式-13は運用されていません。P76に様式が記載されているため、「まえがき」から様式-13の記述を削除してはどうでしょうか。	土木工事書類作成マニュアルの工事関係書類一覧を修正します。
13	序文	徳島県	③支援業務者	登録基幹技能士について、総合評価落札式では登録基幹技能士の活用について申請できますが、事務所から現場代理人等の様式で提出が必要だといわれたので事務所から作成されている様式で作成しております作成マニュアルにも様式がありません。事務所に提出するのであれば統一の様式が必要ではないでしょうか？また入札時に申請した人物等は違う人を配置する場合にも必要かと思ます。	様式の提出の必要はありません。 なお、対象工事に従事するまでに「登録基幹技能者講習修了証」の写しを提出することになっていますので、土木工事書類作成マニュアルを修正します。
14	1	高知県	①受注者	施工計画書に関して、軽微な変更は提出不要となっているが、現場組織表や新技術の活用などの変更も軽微な変更と認識してよいのか？もう少し明確にしたら助かります。	軽微な変更とは、数量のわずかな増減など施工計画に大きく影響しない場合は、新たな変更施工計画書の提出は不要としているものであり、現場組織表や施工方法等に関わるものを提出不要としているものではありません。
15	1	高知県	①受注者	23施工計画書の備考欄で、軽微な変更の場合は変更施工計画書の提出は不要の旨、記載されています。軽微の内容がもう少し具体的であれば、変更施工計画書の提出有無がわかりやすくて良いと思います。	
16	1	—	①受注者	施工計画書「数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新たに変更施工計画書の提出は要しない。」と記載がありますが、最近の案件での追加変更が増加しているように思います。減少するようなご計画をお願いします。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の実践に努めるよう指導します。」を周知徹底します。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
17	1	高知県	①受注者	<p>施工計画書について 契約時から総括打合せまでの間、約30日間で作成しています。現地に見合った施工計画書を作成する為には、図面等設計図書だけではなく、起工測量による施工位置の把握及び現地踏査をしなければなりません。工事の内容、規模にもよりますが、かなり時間を要します。それに加え、契約関係書類の作成及び関係機関への届け出書類も同時進行しなければなりません。土木工事書類作成マニュアルには、軽微なものを除き記載されています。軽微なものが判断しづらい為、工事数量総括表のすべての工種において施工方法等記載しています。施工数量が少ない工種または、U型側溝及びガードレール等単純な構造物については特記仕様書とくに記載がない場合、省略としたい。当初施工計画書で単純な工種の記載を省略することで、変更施工計画書も省略することができる。</p>	<p>「施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものであり、土木工事共通仕様書、土木工事書類作成マニュアル等を参考に作成して下さい。」を適正化指針に追加します。 (※施工計画書の内容について、発注者が指示するものではありません。)</p> <p>また、軽微な変更とは、数量のわずかな増減など施工計画に大きく影響しない場合は、新たな変更施工計画書の提出は不要としているものであり、現場組織表や施工方法等に関わるものを提出不要としているものではありません。 なお、提出の時期については、特記仕様書により、工事着手しようとする部分(準備工・本体工・仮設工等)毎に施工計画書を作成し、提出すればよく、総括打合せまでに提出することとはしていません。</p>
18	2	高知県	②発注者	<p>(2)計画工程表 【留意点】3) 契約書添付の工程表との整合が必要である。 について、契約書添付の工程表は、技術者が現地踏査・下請け決定・資材調達計画を行う前に作成するため、実工程表とは一致しないので架空の工程表での施工計画となってしまふ。</p> <p>改善意見: ①「【留意点】3) 契約書添付の工程表との整合が必要である。」の項目を消去する。 ②消去できないのであれば、計画工程表と実工程表の2部を添付する。</p>	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
19	2	高知県	③支援業務者	<p>(2)計画工程表 【留意点】3) 契約書添付の工程表との整合が必要である。 ・契約書添付の工程表は、技術者が現地踏査・下請け決定・資材調達計画を行う前に作成するため、実工程表とは一致しない。 契約工程表との整合が必要であれば、契約工程表と実工程表の2部を添付しないと架空の工程表での施工計画となってしまふ。</p>	
20	4	愛媛県	③支援業務者	現場組織表の現場代理人等のFAX欄は削除し、メールアドレスにはいかがでしょうか。	
21	4	愛媛県	③支援業務者	登録基幹技能者は、下請業者がほとんどであるため、工種・氏名欄のみであるが、工種・会社名・氏名・従事期間としてはいかがでしょうか。	登録基幹技能者を活用する工事については、申請時に技能者の種類、従事する工種、従事する期間が義務づけられていますので、土木工事書類作成マニュアルを修正します。
22	4	香川県	①受注者	<p>特例監理技術者や監理技術者補佐についての記載をお願いします(記載例、必要書類、提出時期等)。 確認者によって認識が違うように思います。</p>	土木工事書類作成マニュアルに示した様式により提出して下さい。 なお、現場組織表および様式等を修正します。
23	4	愛媛県	②発注者	監理技術者補佐を設置した場合の、各種書類の履行範囲などを記載する必要はないでしょうか？(全て監理技術者と全く同様の扱いでしょうか)	入札説明書および特記仕様書等を確認してください。
24	5	愛媛県	①受注者	「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」について、具体的な例を記載していただきたい。 例えば、「受注会社における管理責任者」「受注者現場代理人」「受注者監理技術者」「下請業者主任技術者」等。また、どの範囲の者を記載するのか、作業員全員とするのか。また、その際情報管理規則を制定していない業者も多数あるがどうするのか。	当該工事において知り得た情報の取扱については、各社における役割分担等で変わってくるかと思いますが、具体例を示すことは困難です。保護すべき情報等が漏洩しないよう適切に設定をお願いします。
25	5	高知県	①受注者	情報取扱者名簿及び管理体制図の記載例を詳しく記載してほしいです。記載内容は個人情報ではないのでしょうか教えてください。	
26	5	徳島県	①受注者	情報取扱者名簿について個人情報保護にはあたりませんか。(特に再委託先や日本国籍外の者)	
27	5	香川県	③支援業務者	情報取扱者名簿及び情報管理体制図について情報取扱者名簿の作成について具体的にどの範囲まで書くのか分かりづらいので明快にしていきたい。	
28	5	高知県	③支援業務者	【情報取扱者名簿及び情報管理体制図】 令和3年度から追加された内容であるが、情報管理責任者等(A~F)について会社の情報責任者も含むか、もしくは現場組織内でいかなの問い合わせが多くあります。様式例ではなく記載例を追加していただきたい。	
29	5	徳島県	①受注者	近年、情報取扱者名簿及び情報管理体制図や新技術の活用等を施工計画書に記載するようになっていますが、追加になるものはありますが、減るものはないように思うので業者の負担増になっていると思います。	重要な情報や施策の追加により記載をお願いしているものであり、ご協力をお願いします。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
30	5	愛媛県	③支援業務者	情報取扱者名簿および情報管理体制図 ①情報取扱者名簿の表内の「住所」「生年月日」は個人情報にあたると思いますが、本人確認として必要な項目でしょうか。	住所および生年月日は、それらが記載されている書類を、発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができます。(様式の注意書きに追記します。)
31	9,98	愛媛県	①受注者	3)出来形管理 該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と調整(協議は不要)して定めると記載されていますが、土木工事共通仕様書1-1-1-24施工管理 8.記録及び関係書類には、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとして記載されており整合がとれていません。	該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と調整(協議は不要)して定めるものとしております。なお、土木工事書類作成マニュアルにおいて整合が図れていない箇所を修正します。
32	10	愛媛県	③支援業務者	(9)安全管理1)工事安全管理対策に共通仕様書1-1-1-28 2項.火気の使用(1)火気の使用を行う場合は……施工計画書に記載とあるため追記してはいいでしょうか。	土木工事書類作成マニュアルに「火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載」の文言を追記します。
33	11	高知県	①受注者	(10)緊急時の体制及び対応 に作業中止基準、再開基準を記載となっていますが、通常作業の中で、雨や強風等日常の管理が常に必要となることから、安全管理に記載されるのが良いように思われます。「緊急時の体制及び対応」に記載と限定せず、安全管理でも受注者の考えがしっかり明記されていれば問題ないと思います。	(10)緊急時の体制及び対応については、異常気象又は地震発生時を前提とした中止基準であり、一方(16)その他の施工中止基準については、施工および品質等に関する個別の中止基準を示したものです。明確にするため、土木工事書類作成マニュアルを修正します。
34	11,13	愛媛県	①受注者	(10)緊急時の体制及び対応で中止の基準を決めていますが(16)その他にまた1)施工中止基準が出てきます。ほぼ同じと思います。	
35	11	徳島県	①受注者	異常気象時の対応について、時間雨量50mm、連続雨量250mmとあります。また、降雪等を行うパトロールについて実際はある程度、収束してからでないと巡視できないと思いますが、パトロールの実施、中止の基準がわかりにくいのでもう少し明確にしてほしい。	参考に作業中止基準を例示しているものであり、現場に応じた対応を記載ください。
36	11	愛媛県	①受注者	緊急時の体制および対応において、大雨、強風、地震発生等異常気象時のパトロールについて、NHK等のメディアでは「河川や水路には決して近づかないください」「山などの急斜面には近づかないください」「安全な場所に避難してください」と情報発信をしています。受注者はレスキュー隊や自衛隊の様に体力面、知識面で特殊な訓練を受けていません。台風直撃の強風、大雨の中や大きな地震後、また余震があるのではと考えると現場パトロールは恐怖です。安全が確保されてからではダメでしょうか？	
37	13	愛媛県	①受注者	施工中止基準について具体的な事例で説明して貰えませんか。	工事内容により異なるものであり、施工方法や使用する資機材によって変わるため、現場に応じた対応を記載下さい。
38	15	—	①受注者	土木工事共通仕様書の修正もお願いします。(15その他が15新技術の活用となり合致していません)	土木共通仕様書に記載されているものを基本に作成しているものであり、合致するものではありません。
39	16,17	高知県	①受注者	建設業法の改定により施工体制台帳に作業員名簿の添付が義務付けられたが、マニュアルには添付書類としての記載が無いので、改訂願いたい。また、建設業許可の現場掲示についても元請けのみの掲示で良いこととなっているので併せて改訂願いたい。	作業員名簿については、土木工事書類作成マニュアルを修正します。また、建設業許可の現場掲示については、プロセスチェックリストを修正します。
40	16,17	徳島県	③支援業務者	1-2-1施工体制台帳・施工体系図 P17に「警備員業については作業員名簿の提出不要。」とありますが、P16-17の「施工体制台帳に添付すべき書類」に「作業員名簿」の明示がない為、度々受注者から「警備業以外も提出は不要では」と確認を受けています。P16-17に提出の旨を記載して欲しい。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
41	16	徳島県	①受注者	「施工体制台帳に添付すべき書類」欄に、作業員名簿添付の記載が無いので具体例を示して欲しい。	
42	16	徳島県	①受注者	1-2-1施工体制台帳・施工体系図の施工体制台帳に記載すべき内容の中に、建設工事の従事者に関する事項とありますが、記載する場所が施工体制台帳にはありませんがどのように記載すればよろしいですか。又、建設工事の従事者に関する事項が作業員名簿であるならば、施工体制台帳に添付すべき書類に作業員名簿と記載してください。	
43	16,17	徳島県	③支援業務者	1-2-1施工体制台帳・施工体系図 令和2年10月施行の建設業法改正によって義務化された作業員名簿は、全建統一様式 第5号に習って作成する場合、不要となる個人情報が多く、見え消し等の文書校正を要し負担軽減にならない。また個人情報の取り扱いについて留意するため、名簿を必要とする趣旨と、対象範囲、具体的な記載事項を明記して欲しい。	作業員名簿の様式例を追加します。
44	16	香川県	③支援業務者	施工体制台帳に添付する作業員名簿について、個人情報(住所・年齢・健康診断・保険など)を塗りつぶして見えないようにして、提出する受注者が多数あるが、どこまでの明示(確認)をするか明確にしたいと照査・指導がしやすくなると思います。	

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
45	16	—	①受注者	施工体制台帳に添付すべき書類が明確となり大幅に削減されたことはよいですが、各許可番号や保険番号、有効期限等の確認が必要であるので、入手・確認済みであるならば提出しておけばよいのでは？と言われることがあります。	適正化指針①協議書(ケース3)を周知徹底します。また、適正化指針④施工計画・施工管理体制(ケース2)を周知徹底します。
46	16	—	①受注者	「工事担当技術者台帳」の提出義務は無くなりましたが、当方は未だに提出しているのですが、問題ありませんでしょうか。	
47	16	徳島県	①受注者	施工体制について…施工体制台帳の提出は添付すべき書類と提示する書類に分けて提出しているのが現状です。従来の様に一つにまとめて提出した方がスムーズに業務が出来ます。・施工体制台帳に添付すべき書類→契約書の写し、労働者名簿、配置技術者の資格書類、配置技術者の雇用証明書類・提示書類→下請社会保険関係、建設業許可票、外国人労働者有無、暴力団誓約書、ネガティブ情報等	個人情報等の問題もあり、必要最低限の書類として下さい。
48	16	愛媛県	①受注者	施工体制台帳等の添付書類に元請に関する資料を毎回添付するようになっていますが、初回のみ添付でお願いしたい。	土木工事書類作成マニュアルでは施工体制台帳の提出手続きにおいて、「すでに提出した書類で、変更箇所がなければ再提出の必要はない。」と記載しており、適正化指針④施工計画書・施工管理体制(ケース2)では「添付すべき書類は、「土木工事書類作成マニュアル」によるものとしませんが、重複する書類については、省略することができます。」と記載しており、再提出の必要はありません。
49	16	愛媛県	①受注者	施工体制台帳に添付すべき書類で「発注者との契約書の写し」とあります。契約書は甲乙双方が持っていることは明らかであり、ここで再度添付する意味が分かりません。また資格者証、雇用関係を証明できる写しも事前に確認が済んでいるからこそ契約が出来ている訳で、再度添付する意味が分かりません。このような明らかな書類は省略できないのでしょうか。	建設業法上で定められたものなので、提出して下さい。
50	16	高知県	①受注者	施工体制台帳の提出書類の保険等の確認について。今時、保険に入って当たり前のことだから保険等の確認を省いてもらいたい。	建設業法上、記載すべき事項となっておりますので、省くことはできません。
51	16	徳島県	①受注者	「施工体制台帳に記載すべき内容」欄に、健康保険等の加入状況に建設国保に加入している場合の記載例を挙げて頂きたい。	健康保険等の加入状況の記載については、以下のHP等に転載させているものを参考にしてください。 ■社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに関するQ&A(問31) https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001445140.pdf ■Q&Aの補足資料 https://www.mlit.go.jp/common/001101928.pdf
52	17	愛媛県	①受注者	(4)その他 1)施工体制台帳は工事現場に備えておく。とありますが、紙でファイルしたものを置いておくということですか？	建設業法施行規則にできる規定(詳細は第14条の2第3、4項を確認ください。)があり、必要に応じて当該工事現場において明確に紙面にできるのであれば、常時は紙面で無く、電子データであっても「施工体制台帳」への記載や添付書類(スキャン可)に代えることができることとなっております。
53	16	香川県	①受注者	CCUSの使用原則化で今後は変わってくると思いますが施工体制台帳等の書類提出について、受注者から発注者へ書類の提出を行うのではなく、受注者がCCUSのシステムに下請業者の登録を行いさえすれば、発注者、受注者ともに書類に当たる内容が確認できるように出来れば業務の効率化になると考えます。	CCUSの普及が進み、業務の効率化につなげられるように検討していきます。
54	16	徳島県	①受注者	新様式となり建設キャリアアップシステムと関連した項目が多くなり今後、建設キャリアアップシステムを積極的に運用するようにしなければならぬのか？	建設業の担い手確保と生産性向上に向けて、官民一体で普及促進に取り組んでおりますので、関連の運用にご協力をお願い致します。
55	18	香川県	①受注者	総括打合せ内容について「通知・確認を受けた内容については、特に理由がある場合を除き、改めて協議する必要は無い」とされているが、総括質疑の発注者回答には特に理由なき場合も「別途協議指示する」が多く、その後も放置とされるものがほとんどで結局協議書を出している。	適正化指針①協議書(ケース2)を周知徹底します。なお、適正化指針①協議書(ケース2)「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2. 設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。」と記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。
56	24	徳島県	③支援業務者	1-7 現場代理人等変更通知書 →「現場代理人及び技術者」現場代理人が変更の場合は「技術者」を2重線で消す必要があるのか？受注者によってはバラバラで提出されるので統一をはかるために【作成例】が必要。	必要な内容の記載ができていれば、記入の仕方についての取り決めはありません。
57	28	高知県	③支援業務者	工程表の提出を無くする。 理由は、工事着手時に提出する工程表は簡単なバーチャートで、具体的に現場で使用するものではなく、契約書で提出することになっているので提出しているもの。提出されなくても施工計画等で工程は確認できるため。	現時点においては、契約書および土木共通仕様書に定められていることから、契約上の担保として、工程表の提出を求めているものであり、現時点において、提出を無くすることはできません。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
58	28	愛媛県	①受注者	工期が当初から足りてないのに工期延長の理由に拘り過ぎる。施工条件、規模、工種等を十分考慮した工期設定を行っていただきたい。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。
59	28	愛媛県	③支援業務者	1-10工事工程表 表枠下の記載要領2の記述内容が工事関係書類の標準様式R3.3と相違があります。 現行：予定工程は黒実線をもって表示する。 変更案：当初契約の工程は黒実線をもって表示する。また、変更契約の工程は下段に黒点線もしくは赤実線をもって表示する。	変更工程表を土木工事書類作成マニュアルに追加します。
60	31	徳島県	①受注者	コリンズの登録時期について、完成時は工事完成後10日以内、ただし、完成検査時までには申請登録を完了してくださいとありますが、工期内検査の場合は完成検査日が完成日となり、検査後の登録で良いのでしょうか？もしくは検査前に登録しておいて良いのでしょうか？	検査の時期に関わらず、完成日は、工事が完了した日であり、完成検査日とは異なるものです。
61	31	高知県	③支援業務者	「1-12工事実績情報サービス(CORINS)への登録」において、余裕期間制度に関する記述を追記するべきではないでしょうか。→「技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)」との記載は特記仕様書には記載されている。	特記仕様書にも記載するようになっていますが、間違いがないように、当マニュアルにも留意点として、「コリンズへの登録において、技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)」を追記します。
62	32	徳島県	③支援業務者	2)協議 協議とは・・・(省略)と書かれているが、昨今では「協議＝協議書」ばかりではなく、「協議＝打合せ」のニュアンスもあるとの事。よって「協議＝打合せ」と、どれをどう解釈して良いのか判断に迷う時がある。	監督技術基準上には打合せという行為は規定されておらず、「協議＝打合せ」というものはありません。
63	32	徳島県	①受注者	工事打合せ簿(協議・指示)は紙でのやり取りが基本であるように思いますが、リモート等が使用できますので、情報共有システムでの提出で問題ないのでは。	情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、発注者としては、ASPを原則使用するよう、土木工事書類作成マニュアル、特記仕様書を改定します。
64	35	愛媛県	①受注者	数年前の工事の際、工事打合せ簿「協議」で提出した書類について、発注者回答が「指示」であることに対して、同じ書類に更に受注者回答「承諾」の記載をしていましたが、本来そのような記載が必要なのでしょうか？	受注者協議で指示したものは承諾の必要はありません。なお、発注者発議の指示の場合は承諾となります。
65	34～39	愛媛県	①受注者	監理技術者補佐を配置する際の工事打合せ簿鑑の下段の押印欄について例の記載をしていただきたい。	様式に合わせ、土木工事書類作成マニュアルを修正します。 ※企画部技術管理＞工事 (http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/02_koujikantoku.html)のHPに様式1～34を掲載しておりますので、適宜ご使用ください(監理技術者補佐欄を追加しております)。
66	34～39 56 71 81 136 138	愛媛県	③支援業務者	様式-9 工事打合せ簿 様式-10 材料確認書 様式-12 確認・立会依頼書 様式-14 工事履行報告書 工事関係書類の標準様式R3.3の改訂により「管理技術者補佐」の印枠が追加されています。	
67	40	徳島県	③支援業務者	維持工事指示書 →情報共有システム(ASP)で指示をする場合は主任監督員・現場代理人の押印は【不要】の補足書きが必要。完了報告書(P.41)も同じ(ASP内の決済をもって置き換える)	当様式の押印は不要となっております。
68	42	—	①受注者	2-2-1.再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)は、国土交通省直轄工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象である。とありますが、「工事関係書類一覧表」には該当する建築資材を搬入するもしくは該当する建築副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムより作成し、施工計画書へ含めて提出する。と記載しておりますので、該当しない場合は提出する必要がないとも読みとれますので記載を修正して頂きたい。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
69	42	徳島県	③支援業務者	再生資源利用計画書等については、県へ通知した上で「建設リサイクル法通知済証」の交付を受けた上、対象となる作業の着手日までに現場内の見やすい場所に掲示しなければならない旨の記載を追記してはどうか？ (着手日のギリギリに登録する業者がいるため、県との対応時間を踏まえると着手日に間に合わない)	「建設リサイクル法届出済シール」の交付および工事現場への掲示については、法に基づく義務ではなく、あくまで行政指導の範囲で発注者又は自主施工者に協力をお願いするものとして徳島県が独自に実施しているものと認識しています。 「建設リサイクル法届出済シール」については、工事着手日以降に届いた場合は、到着後速やかに掲示するようお願いいたします。
70	42	—	①受注者	産業廃棄物の品目が当初発注になく、追加変更になることが多い。産廃契約書の変更等で労力が掛ってしまうため、極力当初発注に組み込んでいただけないでしょうか。	適正化指針②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。
71	47	高知県	③支援業務者	(5)品質証明員の資格について品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有する者と記載がありますが、ここでいう現場経験は設計で技術者として携わった経験を含んでもよいでしょうか。	現場経験であり、設計の技術者としての経験は含まれません。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
72	47	愛媛県	①受注者	(9)品質証明の立会いについて、コロナ禍によりWEB確認を行いました、継続してWEBによる立会いを規定していただけると助かります。	新型コロナウイルス感染防止対策の観点から必要に応じてWEB等により対応ください。
73	50~51	徳島県	①受注者	地下埋設物確認書について、『参考として、別表「地下埋設物確認書」を示す』と記載があります。参考と記載されているため、類似した確認書を提出した際に「様式が違う」と言われました。類似していたので、受理していただきましたが、指定様式なのであれば、様式集もしくは四国地方整備局オリジナルのHPでダウンロードできるようにしていただきたい。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 なお、地下埋設物確認書のオリジナルデータをHPでダウンロードできるように改善します。
74	51	—	①受注者	地下埋設物の確認書類について、電力・通信会社等においては昨今のCOVID-19禍の環境を鑑み来訪・対面を無くし、電子メール等でのやり取りを薦められている。しかしながら確認書の様式に関係先押印欄がある為、受注者としては直接対面して押印して頂く手法をいまだにとっている。時勢に合わせて様式や方法を改新してもよいのでは？	来訪・対面にこだわっているわけではなく、確認した内容は、PDF等でメールにより送付したもので問題ありませんので、適宜対応ください。
75	51	愛媛県	①受注者	地下埋設確認について関係機関へ訪問し確認のサイン(印鑑)をもらいに行くのは労力を費やす(2~3日)。メールでのやり取りで確認すれば時間の短縮になるのでメール確認にして頂きたい。又、山間部等で明らかに埋設物が無いものに関しては省略できないか。	来訪・対面にこだわっているわけではなく、確認した内容は、PDF等でメールにより送付したもので問題ありませんので、適宜対応ください。 また、発注時において、明確なものは特記仕様書に明記するようにします。 ただし、共通仕様書に、地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。 また、適正化指針③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」を周知徹底します。
76	51	愛媛県	①受注者	地下埋設物確認書について、河道内等、明らかに埋設物がないものについては省略して頂くことはできないでしょうか。また現場踏査等により直ちに埋設物が確認される場合において、設計図面に反映されていない場合もある為、設計時の埋設物確認をお願い致します。	発注時において、明確なものは特記仕様書に明記するようにします。 ただし、共通仕様書に、地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。 また、適正化指針③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」を周知徹底します。
77	51	愛媛県	①受注者	地下埋設物及び架空線等の確認は、発注者側が一番把握していると思いますので、調査は発注者側で行って頂き、それを基に現場調整を行って頂きたい。また、明らかに不要な関係機関も受注者へ提示してもらいたい。	適正化指針③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」を周知徹底します。
78	51	高知県	①受注者	地下埋設物・架空線確認において明らかに不要と思われる場合、事前に監督職員と協議するのでは協議書を作成して了解を得るのに手間がかかる。それならば関係機関に確認する方が楽である。事前に埋設物が分かっている場合は指示してもらい、その他未調査分のみ確認すれば済むようにしてほしい。	適正化指針③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「協議記録など重要な情報については、受注者との共有に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
79	51	徳島県	①受注者	埋設物確認書において、民地に設置する現場事務所にも埋蔵文化財調査が必要との事でしたが、施工範囲以外の民地までは必要ないのではないのでしょうか？	現場事務所の設置場所は任意であり、その設置にあたっては、県等の法令に則ってください。
80	54~71	愛媛県	③支援業務者	材料確認、及び段階確認・確認立会の臨場では遠隔臨場の記載を入れた方がよいのではないのでしょうか。	土木工事書類作成マニュアルに遠隔臨場の文言を追記します。
81	54	愛媛県	①受注者	材料確認書において、材料を使用するまでに「品質を証明する資料」の確認を受ける材料は、(指定された材料)とありますが、詰所、出張所によっては全ての材料において提出を求められます。ルールの統一をしていただけないでしょうか。	材料の確認は、共通仕様書に記載しているとおり指定された材料のみであり、指定する必要がある場合は、総括打合せ時等に示しております。 その他の材料については、共通仕様書どおり、品質証明書等を受注者の責任において整備、保管し、請求があった場合は、速やかに提示しなければならないこととなっておりますので、提出の必要ありませんが、材料検収として提示できるようにしておいて下さい。
82	55	徳島県	③支援業務者	(4)その他の材料確認について設計図書に材料確認の必要性が記載されているもの以外は、事前に監督職員の確認を受ける必要はない。と記載されています。設計図書に材料確認の必要性が記載されているケースはあるのでしょうか。	土木工事書類作成マニュアルを、「設計図書に材料確認の必要性が記載されているもののほか指定された工事材料以外は、事前に監督職員の確認を受ける必要はない。」に修正します。
83	57	—	①受注者	「段階確認書に添付する資料・・・監督職員等が確認した実測値を手書きで記入すること」と記載がありますが、現在エクセルデータにて赤字にて記入しています。問題ありませんでしょうか。	現地検測の場合は、手書きを基本としています。 なお、遠隔臨場の場合は、監督職員と調整のうえ適宜対応して下さい。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
84	57	高知県	①受注者	確認・立会が必要な項目として、仕様書に示されていないものまで突発的に指示される場合があるため、工種毎に定めて欲しい。具体的な事例を表記して欲しい。	土木工事書類作成マニュアルに記載されている段階確認一覧、施工状況把握一覧、共通仕様書などを参考に、総括打合せにおいて、施工監督計画として明記することとしています。
85	59～62	高知県	③支援業務者	【段階確認一覧・施工状況把握一覧】 近年、補修関係工事や耐震補強工事が増えている中で、段階確認一覧・施工状況把握一覧に記載されている内容は該当する項目がほとんどなく、各工事毎に検討している状況となっています。補修関係工事・耐震補強工事についての項目を追加していただきたい。	重要性や不可視部分などの条件を加味し、一覧等を参考に適宜監督職員と調整してください。
86	59～69	—	①受注者	電気通信工事も土木工事書類作成マニュアル令和3年度3月に準じて作成するのであれば、段階確認一覧表・監督職員の立会を要する事項にも追記して、電気通信工事の基準を記載して頂けると助かる。	段階確認等は監督職員から指示します。 なお、段階確認項目は電気通信設備工事共通仕様書に記載されていますので参考とさせていただきます。
87	59	愛媛県	①受注者	段階確認事項のブルフローリングについて、対象工種があると、施工規模に関わらず行わなければならない。(例えば、20m ² でも)確認規模を設けていただき、それ以外は自主確認でお願いしたい。	段階確認一覧においては、路床盛土、下層路盤のブルフローリングについて、品質管理基準で定められているものを確認しているものであるが、規模が極端に小さいものまで確認することは考えていません。
88	60	徳島県	①受注者	段階確認項目について…築堤護岸工事では法線立会が必須ですが、強い必要性を感じません。机上でも確認できると思います。	監督技術基準に築堤・護岸工の法線を確認することとなり、実施をお願いします。
89	60	高知県	③支援業務者	段階確認一覧の躯体工(橋台)の沓座位置がありますが、橋脚は該当しないのでしょうか？	標準的な橋台を明示しているものであり、沓座の位置を視点に確認してください。
90	62	高知県	③支援業務者	把握の程度の覧で下記のように改行していただけると見やすい。 一般:1回/構造物 重点:1回/1ロット	分かり易いように文言を修正します。
91	70	高知県	①受注者	段階確認、材料確認は写真の添付が不要であるのに確認立会なぜ写真が必要なのか。	工事施工の立会いや施工状況の把握については、その記録として写真を求めているものであり、出来形等を確認する段階確認とは異なるものです。 [監督技術基準(抜粋)] ○工事施工状況の確認(段階確認):設計図書に示された施工段階において別表に基づき、臨場等により確認を行う。 ○工事施工の立会:設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。 ○工事施工状況の把握:主要な工種について別表に基づき、適宜臨場等により把握を行い記録する。
92	72	徳島県	①受注者	2-9排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真で、使用する建設機械の写真の提出を行う必要はない。とあるが、撮影を行って施工プロセスチェックで確認を受けるので、文面に入れる必要性を感じない。	建設機械の適否を写真の提示により求めているものです。
93	72	徳島県	①受注者	指定機械について…使用する建設機械の写真の提出を行う必要はないとあるが、プロセスチェックのために従来どおり写真を撮影、カタログ等を整理しているのが現状です。騒音振動対策指針による確認が必要であれば、書面ではなく臨場(リモート等)でよいのでは。	
94	72	愛媛県	③支援業務者	2-10特殊車両通行許可 ②現場到着時及び現場出発時における荷姿の確認とありますが、工場等の資機材積み込み時の出発前の確認は不要という解釈でよろしいでしょうか。検査時に工場出発前の状況を問われることがあり、積み込み時の積載管理は必要とは思いますが、受注者としては工事現場における到着・出発時の写真だけで良いと考えます。	土木工事書類作成マニュアルに記載のとおり、荷姿の確認は現場到着時および現場出発時のみです。
95	73	愛媛県	①受注者	安全教育及び訓練について、昨今のコロナ情勢を踏まえ、通常の休憩所や事務所での開催を控え、屋外又は資料配布等が望ましいと考えますが、どうでしょうか。 出先によって見解の相違がみられるため、毎月の開催対応に苦慮している状態です。	各現場によって状況が違うので統一することは困難ですが、コロナ禍の情勢を踏まえて、適宜屋外での実施や様々な工夫等により感染防止対策に努めてください。
96	74	愛媛県	③支援業務者	3-2-1事故速報 連絡先の記述がありません。「監督職員に連絡」を追記してはいかがでしょうか。 土木工事共通仕様書1-1-30事故報告書に直ちに「監督職員」に連絡すると記述があります。 また、監督職員に連絡が着かない場合の対処方法も記述すると良いと思います。	共通仕様書のとおりであり、追記はしません。
97	80	—	①受注者	「実施工程表は、…監督員への提出は必要としないが…提示を求めることがある。」と記載がありますが、当方はASPで提出しています。問題ありませんか。	手間を省くため、添付資料は必要最低限となるように省略したものであるが、提出を否定しているものではありません。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
98	82	愛媛県	③支援業務者	工程表 工程管理の工程表例を記載しているが、基準作業量や工種毎の金額比率は標記した方が良いと思います。	4. 工程管理に記載しているとおり、目的に応じて適切な工程管理を行うことが目的であり、例示していないだけで規定している訳ではありません。
99	83	愛媛県	①受注者	土木工事施工管理基準に基づき試験項目・測定頻度等を計画するとあるが、品質管理基準及び規格値-スランプ試験-試験基準において、「道路橋床版の場合、全運搬車試験を行う」とある。JIS工場で生産されるコンクリートを道路橋床版にだけ試験基準の厳格化がされる意図が不明。施工者の負担になっている。	施工便覧および全国の品質管理基準に記載されており、現時点においては見直しは考えておりません。
100	84,89	愛媛県	③支援業務者	コンクリート中の塩分測定表(様式-99)は、必要でしょうか。品質管理図表(様式-32)で代用しては駄目でしょうか。	様式-99の廃止も含め、検討していきます。
101	85~88 100~103	高知県	③支援業務者	品質管理図表および出来形管理図表の測定者欄の印について、複数に及ぶ管理図表に捺印は不要ではないか。品質管理図表と出来形管理図表は工事打合せ簿にて提出書で提出しており、決済者が決済するため管理図表に捺印は必要ないと考える。	測定者欄の印については求めていません。 また、管理図表の提出については、施工中は提示とし、工事完成後に提出してください。
102	90	愛媛県	③支援業務者	5-1-1建設材料の品質記録保存資料 3行目に(土木工事共通仕様書第3-1-1-11)とありますが、施工管理はR3.3の改訂により1-1-1-24に移項されています。	共通仕様書の改定に併せて、土木工事書類作成マニュアルを修正します。
103	90	愛媛県	①受注者	建設材料の品質記録保存資料について、BIM/CIM 活用内容のc) 後工程における活用を前提とする属性情報の付与に関する資料にて作成すれば、その後に有効活用可能では無いかと思います。	BIM/CIM活用の属性情報付与の内容は現段階、確立されたものとはなっておりませんので今後の検討項目として承ります。
104	90	愛媛県	③支援業務者	土木工事書類作成マニュアルP90 5-1-1 工事完成図に品質記録台帳(紙と電子)を添付してもらっていますが、添付についてどこかに記載してはどうでしょうか。 マニュアルP89建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)には完成図として納品する記述はありません。 土木工事必携の「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)の運用」には、保存方法(永久、完成図に綴り保存)が記載されています。 保存方法の記述を追記することを提案します。	品質記録台帳については、工事関係書類一覧表に電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】により、納品する旨を記載しております。 また、共通仕様書1-1-1-24施工管理に品質記録台帳を提出する旨、記載されております。
105	98	愛媛県	③支援業務者	様式-109の表中及び備考の「養生方法」は「養生方法」の誤りでは？	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
106	99	高知県	①受注者	土木工事書類作成マニュアル【令和3年3月P98-(4)-2-(2)】では、「管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。」となっているが、工事関係書類の適正化指針4.事例および回答一覧表①-13回答で「出来形管理基準にないものは、個別の協議書は必要なく、監督職員と打合せし、施工計画書に記載してください。」となっているが、どちらが正しいですか？	
107	99	香川県	①受注者	出来形管理の手法として、位置情報等を持つ画像を撮影し、その画像データから出来形寸法が確認できるようにすることで、出来形管理書類の作成を削減出来れば善いと考えます。	BIM/CIMの推進などにより検討していきます。
108	99	徳島県	①受注者	出来形管理図表の作成について、塗装の場合、目標塗装膜厚は下限値しかありませんが、出来形管理図の場合、仮想の上限値を入れてくださいと言われます。この場合目標膜厚が25μmの上塗だと上下50%の中にはいるのは22μm~28μmでなければならなくなり、ハケ・ローラーで6/1000mm内に均等に塗るのは非常に困難です。以上の事から塗装の場合は下限値のみで上限値は目標塗装膜厚の2倍以下にするとかにして頂きたい。	共通仕様書の出来形管理基準のとおりであり、それ以外について求めないように徹底します。
109	105	高知県	③支援業務者	塗装膜厚測定表の測定者欄の印について、複数に及ぶ測定表に捺印は不要ではないか。塗装膜厚測定表は工事打合せ簿の提出書や立会確認願い等で提出しており、決済者が決済するため塗装膜厚測定表に捺印は必要ないと考える。	測定表に捺印は求めていません。
110	105	徳島県	①受注者	塗装膜厚測定成績表において度数分布のチェックは、いらないと思います。過去は手書きで度数を数えていたが、最近はExcel等によりクラス(階級)別に数えてくれるので必要ないかと思えます。	全国様式のため、当様式での実施をお願いします。なお、度数分布のチェックについては、今後検討していきます。
111	105	香川県	③支援業務者	判定欄の計算式が不明(以下が正と思われる) 鋼道路橋防食便覧Ⅱ-90より 標準偏差S= < 基準塗膜厚 × 0.2 = 平均値(エクスポー)= > 基準塗膜厚 × 0.9 = 5点平均値の最小= > 基準塗膜厚 × 0.7 =	土木工事施工管理基準及び規格値(案)を基に、土木工事書類作成マニュアルを修正します。
112	106	香川県	①受注者	写真管理において「写真を省略することを目的に段階確認等の頻度を増やさないう留意すること」とあるが、省略を目的とするのも大事なのではないか。例えば鉄筋組立の写真は時間や人員が掛かるため、全数確認をしたいところだが、このような記載があるとやりにくい。	段階確認等の頻度については、監督技術基準によるものとし、写真の削減を目的に段階確認等の頻度をむやみに増やさないう留意ください。 なお、受発注者の業務バランスにご配慮ください。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
113	106	高知県	①受注者	5-3 写真管理 撮影頻度に関する留意点において、写真撮影を省略できるケースについて、詳細な記述・分類を追加していただきたい。	写真管理基準のとおりです。
114	107	高知県	①受注者	現場発生品について使用可能な物品を引き渡す際、現場発生品調書に物品の製造メーカーや規格を記載してほしいと依頼を受けたが、他現場で設置したものについてメーカーなどを調べる必要はないものと思われま。	共通仕様書に記載されているとおり、現場発生品調書を提出してください。なお、規格が不明な場合は監督職員と調整してください。
115	111	高知県	③支援業務者	「6-1-3 現場発生品調書」の様式-28について、宛先に主任監督員を記載する様にすべきである。以前事務所との併任事務係長から、複数の出張所・監督官詰所から提出されるため、確認したいことや修正がある場合に問合せ先が判らない、宛先に主任監督員を記載するよう指示されている。出張所は、場所を提供しているだけであり内容は解っていない、実際に納品を確認し受領するのは主任監督員である。	工事関係書類一覧表のとおり対応してください。
116	114	徳島県	①受注者	7-1検査関係書類一覧表の参照ページがずれている。「完済部分検査」の参照ページなど。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
117	114 115 120 128 129	高知県	③支援業務者	検査書類に提示する書類について、工事現場における施工体制の把握表については、「施工プロセス」チェックシートで確認出来ているため不要ではないでしょうか。	工事現場における施工体制の把握表については、完成検査時に用意してください。
118	115	-	①受注者	工事完成調書は、工事書類の簡素化で完成図添付資料から削除されていますが、当方では完成検査時の概要説明用として作成(完成図としては未添付)しております。問題ありませんでしょうか。	工事完成調書は廃止の意見が多数あって廃止したところであり、任意で作成する場合は、発注者にて作成することとしています。
119	115	高知県	③支援業務者	完成検査の書類一覧において、昨年ほどから『工事完成調書』が省かれていきます。現道を管理する上で、過去の完成図を探すのに、『工事完成調書』を基に場所を特定し、構造を確認していますが、『工事完成調書』が無くなると、現道で問題があった際、構造を確認しようにも探すのが困難になります。道路がある限り、管理していくことは必須ですので、完成調書は必要なものとして作成するようにしてもらいたいです。	
120	115	徳島県	①受注者	工事完成調書は、現在作成しなくてよい事になっていますが、完成検査時に工事概要の説明を求められた時、口頭での説明では不十分な場合があるので、再度作成及び提出書類にした方がよいと思います。	
121	115	愛媛県	③支援業務者	7-2完成検査 1行目に以下の()内を追記してはいかがでしょうか。 完成通知を受けた日から14日以内(完成通知日を含む)に行う。	完成通知を受けた日からとしているので、完成通知日を含めた日から読み取れるため、追記はしません。
122	137	徳島県	①受注者	中間前金請求書の様式が、2種類あり以前から使用している、下段に認定通知書がある様式で提出して受理されましたが、様式-15はどのような場合に使用するのですか。 また、以前から使用している様式も今後、使用するのであれば記載していただきたい。	以前から使用している旧様式でも受理されたかもしれませんが、今後は土木工事書類作成マニュアルにある様式-15を使用してください。
123	146	高知県	③支援業務者	現場環境改善については、実施内容・実施時期を施工計画書に記載する事になっており実施状況は、写真管理基準に基づき撮影し、納品することでよい。とある。金額も確認しない事になっているので、施工計画書に記載し監督職員が了承すれば別途協議書は不要ではないでしょうか。	実施報告の確認をしないように改善したものです。なお、監督職員と協議することは必要であり、あらためて金額等を確認しないという主旨です。ただし、写真管理基準のとおり受注者としての撮影は必要です。
124	146	高知県	①受注者	現場環境改善→安全関係→3.避暑(熱中症予防)と、【熱中症予防に資する間接費の設計変更】にて間接費の補正と重複してもよろしいでしょうか？その際の明確な取り決めを示して頂きたい。(金額の割合等)	熱中症対策に資する現場管理費の補正は、主に作業員個人に対する熱中症対策費用であり、現場環境改善費の避暑(熱中症予防)は、主に現場の施設や設備に対する対策費用としているため、双方を計上することは問題ありません。(計上内容は重複しない。) 具体の例示を以下のアドレスに掲載したので参考にしてください。 (http://www.skr.mlit.go.jp/etc/neccyuusyou.pdf)
125	146	徳島県	①受注者	現場環境改善について…実施決定までの流れは、実施内容の検討→計画書作成→実施内容協議です。工事にもよるが手間のかかる作業の1つとなっているのが現状です。率計上の計算方法の変更や工事箇所によっては廃止、当初からの金額計上ではなく受注者からの協議のみにする等、検討が必要かと思われます。	現場環境改善費は、「仮設備、営繕、安全、地域連携関係」の項目において、事例に基づき実施するものであり、具体的な内容については監督職員との協議により実施して下さい。
126	147	愛媛県	①受注者	「創意工夫・社会性等に関する実施状況」の評価内容に、口働き方改革を追加してはどうでしょうか。(理由: 調査項目別運用表に合わせるため)	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
127	147	徳島県	①受注者	創意工夫について 作成マニュアル、共通仕様書であれば、工事完成までに提出ですが、施工に先立ち工事を進めている(プロセス)ことを考慮すれば、実施前と実施後の2回提出となります。 記載内容の変更はあるのでしょうか。	プロセスチェック時には、書類の提出は求めていません。 土木工事書類作成マニュアルのとおり、工事完成時までに所定の様式により監督職員に提出してください。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
128	152	高知県	①受注者	契約変更のために必要となる数量のうち、工事目的物に関わる部分(床掘、埋戻し、型枠、足場、支保等を含む)並びに指定仮設(半指定含む)は受注者が、その他の任意施工に関わる部分(設計図書に明示していないもの)は発注者が算出することとする。発注者が算出する部分がありません。	数量算出要領に定められているものは受注者で、数量算出要領に記載のない任意仮設など仮想積算しているものは発注者で算出しています。
129	152	高知県	①受注者	出来形ではない変更契約するための変更数量については、事前の作成に協力をお願いします。数量計算書を含め、協力という言い方ではなく必要書類であることを明記していただいたほうがすっきりするのではないのでしょうか。	共通仕様書3-1-1-5数量の算出では、「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。」としており、表現上差異があるため、ご協力ということにしております。
130	[6] 121 130 152	高知県	①受注者	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)を既済部分検査等の際に提出する。とあるが、出来形数量計算書等とは現場技術員よりデータで渡される数量計算書を意味し、工事完成時にも受注者が作成して提出するのですか。出来形寸法図や管理図、出来形測量の結果を工事完成時までに監督職員に提出すれば良いのではありませんか。数量計算書データを渡され、訂正して現場技術員に渡している作業は正解ですか。	既済部分検査の出来形報告書は支払いの確認となる必要なものであり、工事完成時においては、出来形数量も含め完成図書として提出してください。
131	153	徳島県	①受注者	新技術情報提供システム(NETIS)のホームページの入力等が、非常にわかりにくい。	HP上にあるマニュアルおよび登録されている新技術の情報等をご参照のうえ、ご入力をお願いします。
132	153	高知県	①受注者	9-7 新技術関係 新技術活用計画書、活用効果調査表の記載例があればわかりやすいです。	
133	156	徳島県	①受注者	成果品について…特記仕様書にて提出部数は2部と記載されているが、出先出張所によりそれ以上の部数を求められることがあります。予め必要部数を仕様書に明記して頂いた方が業務がスムーズです。	当初より必要部数を明記するように周知徹底します。
134	156	愛媛県	①受注者	電子納品の部数に関して、特記仕様書に記載されている部数と、実際納品する部数が、担当部署により異なるので、統一してもらいたい。また、完成図面に関して、データでのみ納品にしてもらいたい。	納品部数は特記仕様書に記載した部数です。 なお、令和3年11月から成果品は、オンライン電子納品により納品することと変更になっており、今後、紙の納品は求めないようしております。
135	156	愛媛県	①受注者	道路施設基本データの作成について 別途費用計上はされているが、作成件数が数十件と非常に多く、作成に多大な労力と費用が掛かるため、政策項目の低減をお願いしたい。	道路施設基本データについては、道路工事完成図等作成要領等に基づき作成をお願いします。なお、費用については全国統一の費用となっており、ご理解をお願いします。
136	157	香川県	③支援業務者	「舗装工事データ記入シート」の提出方法等を統一化し、それについての記載を追加して欲しい。	電子にて提出をお願いします。 なお、特記仕様書を改定します。
137	156,157	香川県	③支援業務者	道路維持管理資料や橋梁補修・補強調書は、橋梁毎に作成となっているが、1工事で複数橋梁がある場合、提出は1ファイル1CD等にまとめてはならないのでしょうか。提出方法についても記載してほしい。	1工事で複数橋梁がある場合は、どの橋梁の資料が分かるよう明示頂き、1つのCD等にまとめて提出をお願いします。 なお、特記仕様書を改定します。
138	158	愛媛県	③支援業務者	9-11 路上規制工事情報の四国ブロック道路情報管理センターへの報告 昨年、センターへの送付をFAXではなくメールで送っているところがあるようです。FAX以外の送付方法を記述してほしい。	現時点では、FAXでの送付となっていますが、今後、メール送付も可能とするよう、土木工事書類作成マニュアルを変更します。
139	158	高知県	③支援業務者	様式-1及び様式-2の送付方法について、FAXとなっていますが電子メールでの対応も可能としていただきたい。	
140	158	徳島県	①受注者	路上規制工事情報の四国ブロック道路情報管理センターへの報告について 路上規制情報提供システムのようなインターネットを利用したシステムにしてほしい。 (FAX送信や確認電話等は非効率)	
141	164,165	高知県	③支援業務者	通行規制予定表及び週間規制予定表 記載例について、変更時の記載例を追加していただきたい。	記載例はありません。変更内容が分かるように記載してください。
142	165	高知県	③支援業務者	「9-11 路上規制工事情報の四国ブロック道路情報管理センターの報告」の164ページの様式-2の記載例について、以前、事務所できりまとめた時代は次の指示がありましたが、記載例は指示された記載に成っていない。 1. 番号について、複数の曜日に同じ場所・区間を規制する場合、同じ一つの番号にする。番号は数を確認するため物ではない、規制場所・区間毎の番号を記載とする。	記載例のとおり、【分類番号は様式-1、様式-2で同一とする必要がありますが、様式2の左端に記載する【番号】は同じ場所、区間を規制する場合においても日付が異なる場合は、記載例のとおり、連番で記載してください。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
143	166	香川県	③支援業務者	9-12交通安全管理について 安全教育訓練日の交通誘導警備員の計上は、計上するのが妥当か計上しないのが妥当ですか。 準備・後片付け等に要する時間は、現場管理費(率計上)に含まれているため、別途集計を行わないこと。に該当するのですか。 交通誘導警備員は、現場作業員でないで、安全教育訓練への参加は不要ですか。現状は、たぶん全員参加で参加しています。	交通誘導警備員の計上は、実作業のみです。
144	添-2	徳島県	①受注者	設計変更協議会について、国交省事務所に立会して実施するが、会議の内容は決して重要なものとは思えず、担当者顔合せのセレモニー的な要素を感じ、会議時間も比較的短い。当該会議は無しとするか、もしくは今般多用されてきたリモート会議による実施としていただきたい。	協議・指示については、その都度、適切に対応することを基本としつつ、設計変更協議会は、早急な対応策の検討や重要な設計変更等の内容を双方が納得できるように調整するものであり、表面上の確認にならないように周知徹底します。 なお、以下のとおり、開催の趣旨を踏まえて実施することから、設計変更協議会実施要領(案)に記載されている文言「協議会は、事案発生後、速やかに開催するものとし各工事原則1回以上開催する。」については、「協議会は、事案発生後、速やかに、その都度開催するものとする。」に修正し、併せて特記仕様書も修正します。
145	添-21	徳島県	③支援業務者	・工事検査時に確認する書類一覧として、検査時の確認書類が整理されていますが、監督行為において確認すべき書類と検査時に確認すべき書類とに分類されて整理されています。しかし、いずれの確認書類も検査時に確認する場合がある書類となっているため、全ての書類が必要とされており、作成書類の簡素化にはなっていません。また、検査時に確認すべき書類とはなっていないけれども、工事検査官が確認しなければ、技術検査の評定点が考察出来ない項目もあります。したがって検査官と主任監督職員、双方がそれぞれ確認すべき内容の書類にあつては、双方に○印を表示し分かり易くして頂きたい。(確認項目と評定項目の不一致をなくす)	工事検査時における確認書類を限定している工事については、基本的に書類を限定して確認を行うこととしており、重複した書類の確認を行わないこととしています。
146	添-45	高知県	①受注者	現在、段階確認や立会願ひ等は、ベースページ等の情報共有サービスになっているため、電子メールでのやり取りの記載は改訂した方が良いのではないのでしょうか。	情報共有システムについては、ASPを原則使用しているところですが、電子メールは削除も含めて今後検討していきます。
147	添-48	徳島県	③支援業務者	工事打合せ簿等の電子メール実施要領について、工事情報共有システムの普及に伴い送信容量2MB以下とする電子メールでの工事打合せ簿の必要性があるのか？削除するか、内容を見直すのが良いのではないのか。送付されたファイルを受注者・発注者がプリントした用紙を保存というもおかしい、電子納品に格納するのであればデータのままのほうが良いのでは。	
148	添-56	高知県	①受注者	総括打合せ記録について、多人数による打合せになる為、日々の18条のやり取りで行うことで、時間と労力が省略できる。	総括打合せの実施の有無や、リモート開催など柔軟に対応できるように、特記仕様書を修正します。
149	添-57	徳島県	③支援業務者	総括打合せ記録 (2)指示・承諾事項 →18条の回答で指示・承諾事項は、ここに記載するべきなのか？現状は、受注者作成の18条確認事項に事務所回答を記入している。	受注者作成の18条確認事項は結果の記録であり、指示・承諾はここで対応するとしています(通常、特別なものを除いて指示は別途行う必要があると考えています)。
150	添-59	徳島県	①受注者	指示事項も、総括打合せ時点で総括監督員の記載・押印が不要の時もあるので、(※)及び説明文追記をしてはどうか。 (※総括監督員までの指示が不要の場合は、総括監督員の記載・押印は不要。)	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
151	添-60	愛媛県	②発注者	「(3)施工監督計画 施工途中において、監督職員が段階確認(施工状況把握)及び材料確認を行う工程項目・時期・頻度等を具体的に【打合せ】明記する。」となっているが【打合せ】→【協議し】ではないのでしょうか？その場合、【協議、指示or承諾】の処理として扱えばいいと思われました。	段階確認(施工状況把握)及び材料確認を行う工程項目・時期・頻度等については、発注者が示すものであり、具体的に総括打合せ等により指示してください。 なお、総括打合せにおいては、施工計画書の提出の有無によらず、施工監督計画を明記するよう土木工事書類作成マニュアルを修正します。
152	その他	愛媛県	①受注者	当 土木工事書類作成マニュアルの適用は、現在施工している工事にも適用するのでしょうか？教えてください。	本マニュアルは、土木工事共通仕様書を適用する工事を対象としております。
153	その他	愛媛県	②発注者	各種書類様式に上部に様式-○や最下段に注意書きがあるが、正式書類へ記載されていることがよくあるので、不要と分かる表現が必要でないでしょうか？	適宜対応してください。
154	その他	愛媛県	①受注者	記入例だけをひとくくりとして、わけてもらって読みやすくしてもらいたい。 書式はそのページにリンク先を表示してもらえたら使いやすくなるのではないのか。	様式、記入例、参考資料など資料が多岐にわたるため、同じ項目毎に整理しております。
155	その他	-	①受注者	工事関係書類等の適正化指針(案)とリンクしていない箇所があるように思われます。	適正化指針と整合が図られるように努めていきます。 なお、具体的に意見を頂ければ対応させていただきます。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
156	その他	徳島県	①受注者	1-1-1-15 設計図書の変更 に記載されている【設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。】項目に対して、発注者支援業務業者は関係がないのですか？お金をもらっていないなどと言い、現場技術員からすべての変更を求められる。河川工事では発注者支援業務業者が修正をしていると思いますが、国道工事は別ですか？国道工事が別であるのであれば仕方ありませんが、そうでなければそのような発注者支援業務業者は排除してもらいたい。	図面については、適正化指針⑬-5で記載しているとおり、設計変更図面等については、発注者が作成しますが、受注者が照査により提出した対比図がベースとなるので、作成にはご協力をお願いします。 数量の算出は、共通仕様書に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。」と記載しており、出来形数量としては、引き続き作成をお願いします。 また、適正化指針⑬-2で記載しているとおり、出来形でない変更契約するための変更数量については事前の作成に協力をお願いします。 なお、契約書に記載されているとおり、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて履行するものであり、適切に対応するよう指導します。
157	その他	徳島県	①受注者	3-1-1-3 現場技術員(2) に記載されている【指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。】項目に対して、現場技術員に対して徹底してほしい。 また、現場技術員は請負業者(現場代理人や監理技術者)に対して個人的な評価(馬鹿にするような)を言葉にする現場技術員がいる。そのような発注者支援業務業者は排除してもらいたい。 ※発注者支援業務業者の評価を受注者も行ってもよいのではないですか。	共通仕様書に記載のとおり、「現場技術員は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。」ことを周知徹底します。 ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがありますので、ご理解ください。
158	その他	徳島県	③支援業務者	遠隔臨場を用いて立会等を行う場合の対応について、新しく追記してもらえると対応する側としても有り難い。	土木工事書類作成マニュアルに遠隔臨場の文言を追記します。
159	その他	徳島県	①受注者	施工体系図や施工体制台帳の様式や施工体制提出書類が毎年変更される。	建設業法の改正に伴うものであり、ご理解ください。
160	その他	愛媛県	①受注者	具体的にはありませんが、毎年改訂すると、理解するのに時間がかかる。3年程度の改訂にして欲しい。	簡素化のため、アンケート調査の意見に基づき見直しを行っているものであり、ご理解ください。
161	その他	-	①受注者	施工管理システムや表計算ソフトの創りこみにより作成ををほぼ自動化している書類も多々あるのでフォーム改正は即時対応でなく移行期間を設けてほしい。 また、受注時以降の改正については旧フォームでの作成を認めて頂きたい。	様式等の適用時期はそれぞれ違いますので、監督職員等に確認ください。
162	その他	高知県	①受注者	工事打合せ簿、履行報告書、段階確認書等のほとんどがASPを利用しているため、ASP画面に準じた書類作成マニュアルが必要と思われます。	ASPについては、使用する情報共有システムによって画面が違うため、各システムのマニュアル等に準じて実施願います。
163	その他	愛媛県	③支援業務者	電子と紙で協議したのに、検査時に見にくいからと、電子提出書類について、紙で印刷したものを準備させられる。	情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、発注者としては、ASPを原則使用するよう、土木工事書類作成マニュアル、特記仕様書を改定します。
164	その他	愛媛県	①受注者	ほぼマニュアルに沿っての書類作成となってきているが、契約関係書類の紙提出を現場技術員から求められている。	
165	その他	香川県	③支援業務者	改築業者と違って、維持業者は未だに指示書・完了報告書が紙で提出されております。維持もすべて電子納品で統一できないでしょうか。	
166	その他	高知県	①受注者	情報共有システムについての協議をはじめに行いますが、必要でしょうか。システムについての選定も実際は発注者が決定していますし、この協議のみ紙ベースとなるため、処理や保管に不都合が生じます。利用開始後の打合せ簿(報告)として電子データにできないでしょうか。	情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、発注者としては、ASPを原則使用するよう、土木工事書類作成マニュアル、特記仕様書を改定します。 なお、土木工事書類作成マニュアルに、「システムの選定については、事前にメール等で調整し、その結果を工事情報共有システムを用いて、協議→承諾で対応するものとする。」を追加します。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
167	その他	愛媛県	①受注者	全体にわたり、「提出は必要としないが、提示を求められることがある」が多く記載されている。提出書類(工事打合せ簿等)ではないので、多少簡素化にはなっていると思うが、準備しなければならない事を考えると変わってはいない。	建設業法等で必要となる書類を受注者で作成し、監督職員に提出していたものを提示に変更したものであり、作成を省略できるものではありません。なお、引き続き、書類等の簡素化に向け、土木工事書類作成マニュアルの見直しを進めていきます。
168	その他	高知県	①受注者	提示書類は提出の義務は無いが作成の必要はあるので、結果書類の簡素化にはなっていません。不要なものは作成事態を無くするのが簡素化ではないでしょうか。	
169	その他	—	①受注者	全体にわたり工事書類簡素化で提出書類は少し減ってきていますが、「提出は必要としないが、提示を求められることがある。」が多く記載されています。提出が無くなくても作成する必要があり、労力に極端に変わりがないように思います。今後も引き続き低減へのご検討をお願い致します。	
170	その他	—	①受注者	検査官による書類検査項目は減少したが、監督官によるプロセスチェック項目に減少は見られない。各書類を提出ではなく提示等、書類が減ったように見えるのは表面的であり、提示に変わったところで同じく書類を作成をすることには変わらない。根本的に確認書類自体を減らさない限り受注者の作成する書類は減少しない。	
171	その他	高知県	①受注者	作成マニュアルにおいて、よく監督職員に提出する必要はないという文面にあるが提出しないのであれば作成はしないのでいいのかと思う。	
172	その他	愛媛県	①受注者	提示を求められる書類・資料について、発注者に提示を求められる場合を想定して、提出書類と同等に整理し、速やかに提示できることが、より良い工事成績評価へ繋がると思い、提示書類に時間をかけて作成している。	
173	その他	高知県	①受注者	工事費構成書の提示要求について、当該マニュアルにおいては、請負代金内訳書を工事打合せ簿において提出し、工事費構成書の提示要求を行う手続きとなっておりますが、実情として、請負代金内訳書の提出は契約担当課へ提出しております。請負代金内訳書は、マニュアル通り監督職員を経由して提出(打合せ簿での提出)し工事費構成書を提示要求するといった事務手続きが正しいのでしょうか？実情での提出方法が簡素化されておりますので継続させて頂きたいです。 また、特記仕様書『地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について』に記載される、【請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて(中略)割合を提示し、(以下略)】については工事費構成書を画面でいただけののではなく、口答やメールにて割合を提示されるものなのでしょうか？ 『地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について』の特記仕様記載の場合は、受注者から請負代金内訳書が提出されたら、発注者より割合記載した工事費構成書を画面にて受注者に提出という流れにさせていただきますと、受注者の提示要求手続きが簡略されますのでご一考願います。	・請負代金内訳書の提出については、共通仕様書のとおり発注者へ提出のため、土木工事書類作成マニュアルを修正します。 ・工事費構成書に実績変更対象費の割合を記載して通知するよう特記仕様書を修正します。
174	その他	徳島県	③支援業務者	段階確認、材料確認、施工状況の把握 →発注担当事務所に勤務する職員と技術員が、長距離移動して上記に係る現場立会を行っており、移動時間だけでも非常に時間を費やすことから、業務改善の観点からは、少数職種の間接費も合わせて、最寄りの出張所での対応をお願いしたい。	専門的なものとして支援業務をお願いしているものであり、ご理解をお願いします。
175	その他	高知県	①受注者	簡素化に向けて活動しているところですが、「昔からやっている」や「昔は〇〇」という理由で書類作成を依頼される。そうではなく法律の改定や書類の簡素化点について受注者にたいして発注者より指導して頂きたい。受注者に対して「教えて」というのは人による解釈や受け止め方にばらつきがある。自分はいくつか教えてもらいたいです。	土木工事書類作成マニュアルの充実および適正化指針を徹底します。
176	その他	—	①受注者	以前の意見にもありましたが、どんなに書類を簡素化されても、工期が短ければ現場管理と書類作成に労力を要することになります。十分な工期の確保をお願い致します。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。
177	その他	—	①受注者	地権者との連絡窓口は発注者側で行って頂きたい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。」を周知徹底します。
178	その他	香川県	①受注者	僕らがここに記載して改善するのでしょうか・・・	意見を参考に改善に努めていきます。
179	その他	高知県	①受注者	どうしても工事成績を気にして不要なことまでやってしまう傾向があり、まずは適正か指針を読み込んで現場運用したい。また、発注者側も同様で、検査、立会等でマニュアルに照らして不必要なものまで要求しないようにして頂きたい。	土木工事書類作成マニュアルの充実および適正化指針を徹底します。
180	その他	香川県	①受注者	鉄筋の段階確認項目は重要構造物だけでL型水路等は該当しないため受注者側の写真管理となった。写真管理項目でも箇所数や何mおきと記載がないため、全延長の写真管理を行った。大変な負担となった。	不可視部分も含め写真管理基準のとおり撮影してください。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
181	その他	香川県	③支援業務者	橋梁補修及び耐震補強において、管理基準にないもの多いので追加することはないか。	出来形管理基準等を参考に適宜監督職員と調整してください。
182	その他	香川県	①受注者	i-Constructionに関する事項を追加して欲しい。	実施要領および出来形管理基準に基づき実施してください。
183	その他	高知県	①受注者	初めての現場代理人ですが、建設業界でも監理技術者が高齢化しているためパソコンや共有システムに疎く、若手技術者への負担(自分で調べて勉強する)が多くなっていると思いますので現場にて発注者からいろいろ教えていただければ時間の短縮になると思います。	土木工事書類作成マニュアルを充実していきます。